

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次  
◇規則 鳥取県行政組織規程の一部改正

## 規 則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年四月一日

鳥取県知事 遠

藤 茂

鳥取県規則第十一号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

目次第二章「第一節 部(第五条)」を「第一節 室及び部(第五条)」に改める。

目次第五章に第四節として次のように加え、第四節を第五節とし、以下第九節まで順次一節ずつ繰り下げる。

第四節 福祉事務所(第六十八条の二——第六十八条の五)

目次第五章に第十一節、第十二節及び第十三節として次のように加え、第十節を第十四節とする。

第十一節 鳥取県大阪事務所(第八十七条の二——第八十七条の四)

第十二節 鳥取県農産物門司あつ、旋所(第八十七条の五——第八十七条の六)

第十三節 山林事務所(第八十七条の七——第八十七条の十)

目次第五章に第十五節として次のように加え、第十一節を第十六節とし、以下順次五節ずつ繰り下げる。

第十五節 耕地事務所(第八十九条の二——第八十九条の五)

第二章中「第二節 部」を「第一節 室及び部」に改める。  
第三条第一号及び第二号を次のように改める。

一 本庁内部部局

鳥取県部局設置条例(昭和二十八年一月鳥取県条例第二号)により設けられた室及び部並びに室及び部の下の課又は局並びに課又は局の下の係等をいう。

二 甲類附属機関

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百十三条の規定に基き設置された管造物並びに法第五十八条第五項の規定に基き設けた分課のうち、分掌事務を地方的に処理しない機関をいう。

第五条を次のように改める。

第五条 法第五十八条第一項及び第二項の規定に基き、知事の権限に属する事務を分掌させるため、鳥取県部局設置条例により設けられた室及び部並びにその分掌する事務は、次のとおりである。

知事公室

一 重要施策の企画及び県行政の総合調整に関する事項

二 広報に関する事項

三 観光に関する事項

総務部

一 職員の進退及び身分に関する事項

二 議会及び県の行政一般に関する事項

三 県の歳入歳出予算税その他の財務に関する事項

四 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項

五 統計、条例の立案その他知事公室及び他部の主管に属しない事項

民生労働部

一 社会福祉に関する事項

二 社会保障に関する事項

三 労働に関する事項

衛生部

一 保健衛生に関する事項

二 保健所に関する事項

經濟部

一 農業、工業、商業、林業及び水産業に関する事項

二 農地関係の調整に関する事項

三 開拓及び入植に関する事項

四 物資の配給及び物価の統制に関する事項

五 計量及び高圧ガス等の取締に関する事項

土木部

一 道路及び河川に関する事項

二 都市計画に関する事項

三 住宅及び建築に関する事項

四 港湾その他土木に関する事項

第六条を次のように改める。

(課、局及び係の設置、名称)

第六条 鳥取県部局設置条例により設けられた室及び部の下に、次の上欄に掲げる課及び局を置き、課及び局の事務を分掌させるため、それぞれ下欄に掲げる係を置く。

一 知事公室

秘書課

企画広報課

観光課

二 総務部

総務課

人事課

財務課

会計課

地方課

統計課

三 民生労働部

厚生課

婦人児童課

世話課

保険課

労働課

職業安定課

庶務係、秘書係

庶務係、企画係、行政調査係、開発係、広報係

庶務係、観光係、施設係

庶務係、法制係、文書係、業務係、渉外事務係

庶務係、人事係、給与係、厚生係

庶務係、予算係、税制係

庶務係、収支係、審査係、用度係、国費係

庶務係、行政係、財政係、監理文教係、消防係

庶務係、調査係、産業係、生活統計係、資料係

庶務係、保護係、社会係

庶務係、福祉係、施設係

庶務係、調査係、補償係、二復係

(別に定める国家公務員をもつて組織する係を除く。)

国保係

庶務係、労働係

(別に定める国家公務員をもつて組織する係を除く。)

失業対策係

失業保険課	別に定めるところによる。
四 衛生部	庶務係、医務係、衛生統計係 庶務係、食品衛生係、環境衛生係、保健係、結核予防係、防疫係 庶務係、薬事係、補給係、麻薬係
五 経 済 部	農政課 庶務係、食糧係、協同組合係、農業経営係、農業共済係、農村工業係 農業改良課 庶務係、農産係、特産係、普及係、生活改善係、肥料機材係、専門技術員室 畜産課 庶務係、生産係、有畜営農係、衛生係 蚕糸課 庶務係、蚕業係、繭糸係 商工課 庶務係、振興係、指導係、通商係、計量係 林務課 庶務係、計画係、造林係、治山係、保安係、林業指導係、林道係、森林経営係 水産課 庶務係、漁政係、指導係、生産係 農地開拓課 庶務係、調整係、農地係、開拓係、経営指導係、建設係 耕地課 庶務係、管理係、土地改良係、災害係、干拓係
六 土 木 部	管理課 庶務係、管理係、災害係 道路課 庶務係、計画係、補修係、改良係 河港課 庶務係、河川係、港湾係 砂防課 庶務係、砂防係、発電係 電源開発局 庶務係、開発係 建築課 庶務係、住宅係、指導係、一般管轄係、学校管轄係
管理課	庶務係、管理係、災害係
道路課	庶務係、計画係、補修係、改良係
河港課	庶務係、河川係、港湾係
砂防課	庶務係、砂防係、発電係
電源開発局	庶務係、開発係
建築課	庶務係、住宅係、指導係、一般管轄係、学校管轄係
秘書課	庶務係、管理係、災害係
七 知事公室各課の分掌事務	第七條を次のように改める。
第七條	知事公室の各課においては、次の事務をつかさどる。
一	知事及び副知事の秘書に関すること
二	位勲及びほう賞に関すること
三	行幸啓その他皇室に関すること
四	庁中儀式に関すること
企画広報課	庶務係、管理係、災害係
一	果政にかかる総合企画、調査審議及び連絡調整に関すること

二	行政効果の調査に関すること
三	知事特命事項に関すること
四	部長会議に関すること
五	知事会議に関すること
六	災害対策本部に関すること
七	国土総合開発に関すること
八	国土調査に関すること
九	陳情訴願の処理に関すること
十	行政各般の報導宣傳に関すること
十一	世論調査及び情報の収集に関すること
十二	出版物の調整に関すること
十三	国立国会図書館法による県出版物の納本に関すること
十四	庁内放送に関すること
十五	東京事務所に関すること
観 光 課	庶務係、管理係、災害係
一	観光宣傳に関すること
二	観光施設に関すること
三	国立公園、国定公園、県立公園その他公園及び景園に関すること
四	観光事業団体の育成指導に関すること
五	その他観光事業の振興に関すること
八	八 条中企画広報課を削る。
九	九 条の見出しを次のように改める。
	(民生労働部各課の分掌事務)
	九 条中「民生部」を「民生労働部」に改める。
	九 条中厚生課に第十一号として次の一号を加え、第十一号を第十二号とし、第十二号を第十三号とする。
十一	十一 福祉事務所に関すること
九	九 条中保険課の次に次のように三課を加える。
一	労働組合法及び労働関係調整法の施行に関すること
二	労働教育に関すること
三	労働者の福利厚生に関すること
四	他の主管に属しない労働組合その他労働に関すること

団体及び労働関係の調整に関すること  
五 労政事務所に関すること

職業安定課

- 一 職業安定法の施行に関すること
- 二 緊急失業対策法の施行に関すること
- 三 駐留軍関係労務者の充足確保に関すること
- 四 政府職員等の失業者の退職手当に関すること
- 五 労働省関係職員的身分取扱に関すること
- 六 労働省所管一般会計所属の国有財産及び物品に関すること
- 七 労働省所管一般会計予算経理に関すること
- 八 公共職業安定所及び公共職業補導所に関すること
- 九 その他職業安定行政に関すること

失業保険課

- 一 失業保険法の施行に関すること
- 二 失業保険料その他徴収金の徴収及び現金の収納に関すること
- 三 失業保険特別会計所属の国有財産及び物品に関すること

ること

四 失業保険特別会計の予算経理に関すること  
五 失業保険の監査に関すること

六 公共職業安定所における失業の認定及び失業保険金給付事務の指導監督に関すること  
七 失業保険施設に関すること

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

第十二条の見出しを次のように改める。

(經濟部各課の分掌事務)

第十二条中「農林部」を「經濟部」に改める。

第十二条農政課第十二号中「農業総合研究所、」を削る。

第十二条中蚕糸課の次に次のように商工課を加える。

商 工 課

- 一 中小企業振興に関すること
- 二 工場誘致に関すること
- 三 商工金融に関すること

四 工業標準化法に関すること

五 博覧会に関すること

六 發明考案に関すること

七 工芸美術に関すること

八 地代家賃に関すること

九 電力及び高圧ガスに関すること

十 火薬に関すること

十一 爆薬物の処理に関すること

十二 猟銃等製造販売事業の許可に関すること

十三 熱管理に関すること

十四 中小企業等協同組合法に関すること

十五 商工会議所その他商工団体に関すること

十六 事業者団体法に関すること

十七 独占禁止法に関すること

十八 自転車競技法に関すること

十九 飲業に関すること

二十 計量に関すること

二十一 貿易に関すること

二十二 貸金業に関すること

二十三 工業試験場、大阪事務所及び木材工業指導所に関すること

二十四 その他商工業に関すること

第十二条中林務課に第二十号として次の一号を加える。

二十 山林事務所に関すること

第十二条水産課第二十号中「境漁業無線局」を「境漁業用海岸局」に改める。

第十二条中耕地課に第九号として次の一号を加える。

九 耕地事務所に関すること

第十三条砂防課中第二号を次のように改め、第四号を削る。

二 水力発電(果営発電を除く。)に関すること

第十三条中砂防課の次に次のように電源開発局を加える。

電源開発局

一 果営発電事業に関すること

二 幡郷果営発電所及び小鹿果営発電建設事務所に関すること

第十四条中「課長」を「課長又は局長」に改める。

第十五条第二項中「副知事及び」を「副知事、室長及び」に改める。

第十六条第一項を次のように改める。

第十六条 室、部、課、局及び係にそれぞれ次の長を置く。

- 室長
- 部長
- 課長
- 局長
- 係長

第十七条中「部長を」「室長及び部長」に、「課長」を「課長及び局長」に、「課務」を「課務又は局務」に改める。

第十八条中「部長」を「室長又は部長」に改める。

第二十条の見出し中「課員」を「課員及び局員」に改める。

第二十条中「課員」を「課員及び局員」に、「課長」を「課長又は局長」に改める。

第二十一条を次のように改める。

(甲類附属機関の設置及び名称)  
第二十一条 法第二百十三条の規定に基づき設置された甲類附属機関は、次のとおりである。

- 鳥取県養老院
- 鳥取県八頭厚生寮
- 鳥取県身体障害者更生指導所
- 鳥取県身体障害者更生相談所
- 鳥取県立中央病院
- 鳥取県立高等看護学院
- 鳥取県工業試験場
- 鳥取県木材工業指導所
- 鳥取県農業試験場
- 鳥取県営浜村屠場
- 鳥取県境漁業用海岸局
- 幡郷県営発電所
- 鳥取県立聖徳学校
- 鳥取県立積善学園
- 鳥取県立皆成学園
- 鳥取県衛生研究所
- 鳥取県優生保護相談所

鳥取県精神衛生相談所

鳥取県立公共職業補導所

鳥取県立農業協同組合講習所

鳥取県立経営伝習農場

鳥取県立農産加工所

鳥取県立農業講習所

鳥取県立種畜場

鳥取県営大山放牧場

鳥取県水産試験場

鳥取県畜産試験場

鳥取県立畜産技術員養成所

2 前項に掲げるもののほか、法第一百五十八条第五項の規定に基づき、次に掲げる甲類附属機関を設置する。

鳥取県簡検定所

鳥取県印刷所

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 削除

第三十五条の見出しを次のように改める。

(鳥取県境漁業用海岸局)

第三十五条中「鳥取県境漁業無線局」を「鳥取県境漁業用海岸局」に改める。

第三十六条第二項中「西伯郡幡郷村」を「西伯郡岸本町」に改める。

第四十三条及び第四十三条の二を次のように改める。

第四十三条及び第四十三条の二 削除

第四十六条を次のように改める。

第四十六条 削除

第五十一条第二項中「日野郡八郷村、溝口町」を「岸本町、日野郡溝口町」に改める。

第五十二条第二項中「岩美郡大岩村」を「岩美郡岩美町」に改める。

第五十七条中「鳥取県社会福祉審議会」の次に次のように「鳥取県医療扶助審議会」を加える。

鳥取県医療扶助審議会

鳥取県医療扶助審議会条例第一条及び第二条の規定による医療扶助の適正な実施を図るため要保護者の入院医療の可否その他医療の給付に関する事項の審議並びに知事に対する意見の具申に関する事務

第五十八条第一項中「県税事務所」の次に「福祉事務所」を加える。

第五十八条第二項中「鳥取県東京事務所」の次に「鳥取県大阪事務所」、「鳥取県農産物門司あつ旋所」及び「山林事務所」を、「蚕業指導所」の次に「耕地事務所」を加える。

第六十二条中「東部地方事務所 鳥取市 岩美郡 八頭郡 気高郡」を削る。

第五章に第四節として次のように加え、第四節を第五節とし、以下第九節まで順次一節ずつ繰り下げる。

第四節 福祉事務所

(福祉事務所の設置)

第六十八条の二 鳥取県福祉地区及び福祉事務所設置条

例(昭和三十年三月鳥取県条例第八号)により設置された福祉事務所は、社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第十三条第六項に規定する生活保護法、児童福祉法及び身体障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を主として所掌するための機関である。

(福祉事務所の名称、位置及び管轄区域)

第六十八条の三 福祉事務所の名称、位置及び管轄区域は次のとおりである。

名 称 位 置 管 轄 区 域

東部福祉事務所 鳥取市 岩美郡、八頭郡、気高郡

(福祉事務所の内部組織)

第六十八条の四 福祉事務所に、社会係、福祉係及び援護係を置く。

(福祉事務所の所掌事務)

第六十八条の五 福祉事務所においては、次の事務を行う。

一 社会福祉事業に関すること

二 生活保護、児童福祉及び身体障害者福祉に関すること

三 更生資金に関すること

四 救済援護に必要な物資に関すること

五 災害救助に関すること

六 同和事業に関すること

七 消費生活協同組合及び公益質屋に関すること

八 婦人及び児童の福祉に関すること

九 国民健康保険に関すること

十 その他社会福祉に関すること

第八十三条中「天津村、大田村、法勝寺村、上長田村、東長田村、」を「西伯町、」に「幡郷村、大幡村、」を「岸本町のうちの幡郷村及び大幡村、」に、「八郷村」を「西伯郡岸本町のうちの八郷村」に改める。

第五章に第十一節、第十二節及び第十三節として次のように加え、第十節を第十四節とする。

第十一節 鳥取県大阪事務所

(大阪事務所の設置)

第八十七条の二 鳥取県大阪事務所は、本県と大阪市及びその近隣都市との間における経済の交流を促進し、産業の振興を図るため、次の業務を行う機関とする。

一 諸物産の販売あつ旋に関すること

二 受注あつ旋に関すること

三 生産資材、その他諸物資の購入あつ旋に関すること

四 職業のあつ旋に関すること

五 関西商況、海外市場の情況、その他の調査 情報 連絡に関すること

六 本県物産の陳列並びに展示に関すること

七 観光の宣伝に関すること

八 工場の誘致に関すること

(大阪事務所の位置)

第八十七条の三 鳥取県大阪事務所は、大阪市東区南久宝寺町二丁目置く。

(附設機関の設置、名称及び位置)

第八十七条の四 鳥取県大阪事務所に附設機関を置く。  
2 附設機関の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 位 置  
鳥取県神戸貿易事務所 神戸市生田区新港町

第十二節 鳥取県農産物門司あつ、旋所  
(門司あつ、旋所の設置)

第八十七条の五 鳥取県農産物門司あつ、旋所は、本県農産物の販売あつ、旋、市況の速報並びにこれに伴う各種の調査及び連絡を行う機関とする。  
(門司あつ、旋所の位置)

第八十七条の六 鳥取県農産物門司あつ、旋所は、門司市に置く。

第十三節 山 林 事 務 所

(山林事務所の設置)

第八十七条の七 山林事務所は、林業に関する事務の一部を分掌させるための機関とする。

(山林事務所の名称、位置及び管轄区域)  
第八十七条の八 山林事務所の名称、位置及び管轄区域

は、次のとおりとする。

名 称 位 置 管 轄 区 域  
鳥取県東部山林事務所 鳥取市 鳥取市、岩美郡、八頭郡、気高郡  
(山林事務所の内部組織)

第八十七条の九 山林事務所は、林政係、林業係及び施設係を置く。

(山林事務所の所掌事務)

第八十七条の十 山林事務所においては、次の事務を行う。

- 一 森林計画に関すること
- 二 造林に関すること
- 三 造林臨時措置法に関すること
- 四 林業種苗に関すること
- 五 果有林及び分收造林に関すること
- 六 林産物搬出施設に関すること
- 七 保安林及び林野の保護取締に関すること
- 八 山地治山、海岸砂地造林及び災害防止林の造成に

関すること

九 林野の火人に関すること

十 木材、薪炭の生産に関すること

十一 木炭の検査に関すること

十二 特殊林産物の生産に関すること

十三 林業金融に関すること

十四 林業技術普及に関すること

十五 林野の経営指導に関すること

十六 森林火災国営保険に関すること

十七 林業団体の指導に関すること

十八 猟政に関すること

十九 森林害虫防除に関すること

第五章に第十五節として次のように加え、第十一節を第十六節とし、以下順次五節ずつ繰り下げる。

第十五節 耕 地 事 務 所

(耕地事務所の設置)

第八十九条の二 耕地事務所は、農業土木に関する事務の一部を分掌させるための機関とする。

(耕地事務所の名称、位置及び管轄区域)

第八十九条の三 耕地事務所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称 位 置 管 轄 区 域  
鳥取県東部耕地事務所 鳥取市 鳥取市、岩美郡、八頭郡、気高郡  
(耕地事務所の内部組織)

第八十九条の四 耕地事務所は、土地改良係及び災害復旧係を置く。

(耕地事務所の所掌事務)

第八十九条の五 耕地事務所においては、次の事務を行う。

- 一 土地改良に関すること
- 二 耕地整理に関すること
- 三 河水統制及び農業水利調査に関すること
- 四 農地関係資材及び資金に関すること
- 五 耕地の災害復旧に関すること
- 六 土地改良区に関すること

第二百二条中「岩美郡網代村」を「岩美郡岩美町」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。但し、目次(第二章の改正規定を除く。)及び第五章の改正規定は、昭和三十年五月一日から適用する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町  
印刷所 鳥取県鳥取市東町  
印刷所 鳥取県